

## 職員の懲戒処分について

八代市教育委員会は、地方公務員法第29条及び八代市職員の懲戒処分等に関する基準の規定に基づき、令和7年3月24日付けで次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

### 1. 処分の内容

所属	職級	年齢	性別	懲戒処分内容
市立学校	会計年度任用職員	60歳代	男	停職7日 (停職1月相当)

### 2. 事実の概要

令和7年2月13日、八代市立学校に勤務する会計年度任用職員が、資源物集積所に設置する市の備品である架台を持ち去ったとして、窃盗の疑いで八代警察署に検挙された。

### 3. 処分年月日

令和7年3月24日

### 4. 本件に関する教育長のコメント

(別添)

問合せ 八代市教育委員会教育政策課 担当:押方・山田  
TEL 0965-33-6131

別添

## 職員の懲戒処分について

今般、八代市立学校に勤務する会計年度任用職員が、窃盗の疑いで警察に検挙される事案が発生いたしました。

規律を守るべき教育現場に勤務する職員が起こした不祥事について、児童生徒、保護者、地域の皆様の信頼を大きく裏切りましたことを、心からお詫び申し上げます。

このような事態を招いたことを重く受け止め、3月24日付けで、当該職員については、「停職1月相当」の懲戒処分といたしました。

今後は、このようなことが二度と起こらないよう、全職員に「全体の奉仕者たる公務員」及び「教育者の一員」であることを自覚させるとともに、職員の監督、指導、育成等を徹底し、子どもたちの安全・安心な教育環境の確保に、全力を尽くしてまいります。

令和7年3月24日

八代市教育委員会 教育長 中 勇二